

第 62 号議案

豊後大野市減債基金条例の一部改正について

豊後大野市減債基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

計画的に償還財源を確保し、より健全な財政運営を図るため、各会計年度において生じた剰余金を基金に編入できることとしたいので、この案を提出するものである。



豊後大野市減債基金条例の一部を改正する条例

豊後大野市減債基金条例（平成 17 年豊後大野市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「予算の範囲内」を「前年度決算剰余金の一部及び予算で定める額」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、令和 6 年度決算剰余金から適用する。

